

依那古地区住民自治協議会規約

第1章 総則

(目的)

第1条 この規約は、伊賀市自治基本条例(平成16年伊賀市条例第293号)第25条並びに第26条の規定に基づき、住みよい地域生活環境の確保に資するため、住民相互の連帯を深め住民の創意工夫と責任のもと、地域への愛着と住みよさが実感できる依那古地区を形成していくことを目的とする。

(名称及び事務所の位置)

第2条 この会は、依那古地区住民自治協議会(以下「協議会」という)と称する。

2 協議会の事務処理を行うため、事務局を次の通り置く。

伊賀市沖3271番地 依那古地区市民センター内

(活動の範囲)

第3条 協議会の活動は、依那古地区内とする。ただし、他の団体等と協力又は連携して活動する場合はこの限りではない。

(事業)

第4条 協議会は、第1条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1)地域まちづくり計画に定める事業。
- (2)教育・文化、健康・スポーツに関する活動。
- (3)生活・環境、人権啓発に関する活動。
- (4)福祉・厚生、産業振興に関すること。
- (5)交流活動、広報・情報に関すること。
- (6)その他目的達成に必要な活動並びに事業。

第2章 組織

(会員)

第5条 協議会の会員は、次に掲げるとおりとする。

- (1)依那古地区に居住する住民。
- (2)依那古地区住民で活動する自治会、団体。
- (3)その他会長が必要と認める者。

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

会 長	1名
副会長	2名
会 計	1名
監 事	2名
幹 事	9名
事業部会長	若干名
事務局長	1名

2 会長、副会長、監事は総会において選出する。

- 3 幹事は、区長(伊賀市地区委員規則に定める地区委員を言う)を以って充てる。
- 4 会計及び事務局長は、総会の同意を得て会長が任命する。
- 5 部会長は、各部会において選出する。

(役員 の 職務)

第7条 協議会の役員 の 職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 監事は、協議会の事業の執行状況及び会計を監査し総会に監査報告を行う。
- (4) 会計は、協議会の会計事務を処理する。
- (5) 事業部長は、各々の事業部を総括する。
- (6) 事務局長は、協議会の事務を総括する。

(役員 の 任期)

第8条 前条の役員 の 任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選出された役員 の 任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第9条 協議会に顧問を置く。

- 2 顧問には、地区内市議会議員のほか、会長が必要と認めた者に委嘱する。
- 3 顧問は、会長に助言することができる。

第3章 会議

(会議)

第10条 協議会の会議は、総会、幹事会及び事業部会(以下(会議)という)とする。

- 2 その他、会議についての詳細は別に定める。

(会議の開催及び運営)

第11条 会議は過半数の委員の出席がなければ開催できない。

- 2 会議を開催するにあたっては、開催日時、場所、議題について事前に周知することを原則とする。
- 3 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは会長又は部会長の決するところによる。

(総会)

第12条 総会は、第6条の役員及び事業部会委員をもって構成する。

- 2 総会は、毎年一回定例会を開催するほか、会長が必要と認めた場合、又は全体の3分の1以上の請求があった場合は、開催するものとする。
- 3 総会は、会長が招集する。
- 4 総会の議長は、会長があたる。
- 5 総会は次の事項を審議・決定する。
 - (1) 地域まちづくり計画の策定
 - (2) 会長、副会長、監事の選出及び会計、事務局長の任命同意
 - (3) 協議会の事業計画、予算、決算に関すること
 - (4) その他重要事項に関すること

(幹事会)

第13条 幹事会は、第6条の役員(ただし、監事並びに事業部長を除く)、学識経験者(必要に応じ)をもって構成する。

- 2 幹事会は、総会に諮るべき事項、並びに総会で決定された事項を実施するための必要な措置を行う。
- 3 幹事会は、会長が招集し、議長となる。
- 4 会長は必要と認めるときは、事業部会長を招集することができる。
- 5 会長は、必要と認めるときは、幹事以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。

(事業部会)

第14条 総会及び幹事会に諮る事項を協議し、又は決定された方針に基づく施策・事項を実施するため、協議会に事業部会を置く。

2 事業部会に、次の部会を置く。

- (1) 教育・文化部会
- (2) 健康・スポーツ部会
- (3) 産業振興部会
- (4) 環境・安全部会
- (5) 福祉・厚生部会
- (6) 広報・情報部会

3 部会には部会長及び部会班長(若干名)を置く。

4 部会長は、部会班長会より、また、部会班長は、部会委員の中から選出する。

5 班長は、部会委員の名簿を作成して部会長に報告し、部会長は幹事会に届け出るものとする。

6 部会長は、部会を代表し、会務を総括する。

7 班長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代行する。

(事業部会間の調整)

第15条 事業部会間の調整は、幹事会があたることとする。ただし部会間相互の協議により協力することを妨げるものではない。

第4章 財務

(会計)

第16条 協議会の運営に要する経費は、分担金、助成金、委託料及びその他の収入をもって充てる。

- 2 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

(会費)

第17条 依那古地区居住に係る分担金は、別途総会で定める。

第5章 その他

(規約の変更)

第18条 この規約を改正しようとするときは、総会において過半数の同意を得なければならない。

(解散)

第19条 協議会の解散については、総会において4分の3以上の同意を得なければならない。

(規則等への委任)

第20条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が幹事会に諮り別に定める。

付 則

- 1 この規約は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成18年5月28日 一部改正（第6条副会長1名を2名に）